【漁業権番号】内共第２４号
【関係漁業協同組合】木曽川中流漁業協同組合、日本ライン漁業協同組合

<table>
<tr><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th><th>変更理由</th><th>施行予定年月日</th></tr>
<tr>
<td>
第１条　略

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）
第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
２　前項の規定による申請は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿口頭で申請しなければならない。
３、４　略

（漁具・漁法の制限）
第３条　遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣又はたも網に限るものとする。ただし、たも網の口径は４０㎝以下とする。

第４条から６条　略

（遊漁料の額及び納付方法）
第７条　遊漁料の額は次のとおりとする。第３項ただし書に規定する方法により納付するときは、３００円を加算した額とする。
<table>
<tr><th>魚　　種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊　漁　料</th></tr>
<tr><td>こい、うなぎ（以下「雑魚」という。）</td><td>手釣・竿釣・たも網</td><td>１日７００円、
１年３，０００円</td></tr>
</table>
２　略
３　遊漁料は、組合の指定する遊証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第１項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
４　略
</td>
<td>
第１条　略

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）
第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
２　前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で申請しなければならない。
３、４　略

（漁具・漁法の制限）
第３条　遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣＿＿＿＿＿に限るものとする。
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第４条から６条　略

（遊漁料の額及び納付方法）
第７条　遊漁料の額は次のとおりとする。次項　ただし書に規定する方法により納付するときは、３００円を加算した額とする。
<table>
<tr><th>魚　　種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊　漁　料</th></tr>
<tr><td>こい、うなぎ（以下「雑魚」という。）</td><td>手釣・竿釣＿＿＿＿</td><td>１日７００円、
１年３，０００円</td></tr>
</table>
２　略
３　遊漁料は、組合の指定する遊証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第１項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
４　略
</td>
<td>
第３条で漁具・漁法を規定しており、その他の場合が存在しないため文書を簡略化

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定
条ズレ修正

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定
</td>
<td>
認可の日
</td>
</tr>
</table>

第８条から第１１条　略	第８条から第１１条　略		